

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和6年9月12日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第2400042号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第2400064号

第1 結論

請求者のA社における令和元年12月20日の標準賞与額を18万円に訂正することが必要である。

令和元年12月20日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る令和元年12月20日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 平成9年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 令和元年12月20日

A社に勤務した期間のうち、請求期間に支給された賞与に係る厚生年金保険の標準賞与額の記録が保険給付の対象とならない記録（厚生年金保険法第75条本文該当）になっているが、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、調査の上、保険給付の対象となる年金記録に訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社の事業主から提出された請求者の請求期間に係る賃金台帳及び訂正請求者一覧表（以下併せて「賞与台帳」という。）により、請求者は、令和元年12月20日に同社から賞与の支払を受け、事業主により当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、上記賞与台帳により確認できる厚生年金保険料控除額から、18万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の請求期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に

対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出（令和4年10月17日受付）し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2400048号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2400065号

第1 結論

請求者のA社における令和元年8月15日の標準賞与額を20万5,000円に訂正することが必要である。

令和元年8月15日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る令和元年8月15日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和63年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 令和元年8月15日

A社に勤務した期間のうち、請求期間に支給された賞与に係る厚生年金保険の標準賞与額の記録が保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)になっているが、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、調査の上、保険給付の対象となる年金記録に訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社の事業主から提出された請求者の請求期間に係る賃金台帳及び訂正請求者一覧表(以下併せて「賞与台帳」という。)により、請求者は、令和元年8月15日に同社から賞与の支払を受け、事業主により当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、上記賞与台帳により確認できる厚生年金保険料控除額から、20万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の請求期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に

対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出（令和4年9月22日受付）し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。